

## 一般社団法人民事信託推進センター 入会金・会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人民事信託推進センター（以下「当法人」という。）の定款第7条の規定に基づき、当法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び会費の種類)

第2条 当法人の入会金及び会費年額は「別表」のとおりとする。ただし、当該事業年度における当法人民事信託実務基礎講座受講者が入会した場合は、受講料との差額とする。

(入会金の納期)

第3条 入会金は、入会時に納入するものとする。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年1月末日までに所定の方法にて納入しなければならない。ただし、事業年度の中途に入会した会員は、入会時に納入するものとする。

(中途入退会等の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日の属する月の当月から年度末までの月数による。ただし、民事信託士である者の会費年額は、入会の日に関わらず年度当初から年度末までの月数による。

2 事業年度の中途に退会した会員の当該事業年度の会費年額は返還しないものとする。ただし、特別の事情がある場合には理事会の決議をもって、事業年度の中途に退会した会員の当該事業年度の会費年額を年度初めから退会の日の属する月までの月数とすることができる。

3 第1項による会費の納入は、請求の到達後すみやかに行うものとする。

4 事業年度の中途に会員種別を変更した会員の会費年額の計算及び納入については、年度初めから会員種別変更の日の属する月までの月数については会員種別変更前の会費をもって計算し、会員種別変更の日の属する月の翌月から年度末までの月数については会員種別変更後の会費をもって計算する。

(会費の滞納による会員資格喪失)

第6条 会員が定款第10条第1項に該当した場合、1か月以上の期間を定めて書面若しくは電磁的方法により会費の支払いを催告し、催告に応じないときには会員資格を喪失する。

(一般社団法人民法信託士協会への会費振り替え)

第7条 民事信託士として一般社団法人民事信託士協会（以下「協会」という。）に登録した会員の会費については、年額24,000円のうち、12,000円を当法人から協会に振り替えるものとする。

2 第5条第2項または第4項に基づき、民事信託士として協会に登録した会員の当該事業年度の年会費を減額する場合、民事信託士会員の会費分を当法人の会計から協会の会計に振り替る際に、その減額した額に0.5を乗じた額を振替額から減額することとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表

① センター入会金	10,000円
② 社員及び一般会員会費年額	年額2万4,000円（月額2,000円）
③ 社員及び一般会員のうち、 民事信託士である者の会費 年額	センター分 年額1万2,000円 協会分 年額1万2,000円

制定 平成27年8月5日

変更 平成29年5月11日

平成31年3月7日

変更 2021年（令和3年）2月4日